

## 都道府県において制定された中小企業の振興に関する条例の分類について

商工労働部産業政策課

25 道府県において制定された中小企業の振興に関する条例について、その内容から大まかに分類すると、次のとおりである。

### ■ 基本条例

- 中小企業の振興に関する基本的な考え方について規定している。  
基本理念、各主体（都道府県、中小企業者、中小企業関係団体等）の役割・責務、都道府県の基本的な施策等
- ◇ 制定団体（22 団体）  
北海道、青森県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、山梨県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

### ■ 具体的施策実施条例

- 中小企業の振興に関する都道府県の具体的な施策について規定している。
  - ◇ 制定団体（1 団体）  
京都府  
： 府の基本的な施策に加えて、研究開発等事業の認定手続、不均一課税等の具体的な施策について規定している。

### ■ その他

- 特定の産業分野を対象として規定している。
  - ◇ 制定団体（1 団体）  
群馬県  
： ものづくり産業を中心として、産業基盤の強化及び新産業の創出について規定している。
- 特定の視点で規定している。
  - ◇ 制定団体（1 団体）  
山口県  
： 地産地消の推進による産業の振興について規定している。